

平成 11 年度  
鉦工業プロジェクトフォローアップ調査  
(環境配慮)  
本 編

平成 12 年 4 月

国際協力事業団  
鉦工業開発調査部

## 序章 調査概要と報告書の構成

序章では、0.1 節で本件調査の概要について述べ、0.2 節で本報告書全体の構成と利用の手引きを示した。また、0.3 節では、この報告書の中で使用されているアルファベットの略語表記の正式名称と日本語の一覧表を示した。

### 0.1 調査の概要

#### 0.1.1 調査の目的

JICA 鉱工業開発調査部が過去に実施した開発調査の環境配慮について解析するとともに、国際機関や他国の援助機関の環境配慮に係る動向についての情報を収集し、環境配慮の実施についての今後の方向性の検討を行う。

収集された情報と分析の結果、およびそれに基づく留意事項の提言内容は、鉱工業開発調査部における環境配慮ガイドラインの改訂のための基礎資料として用いるほか、日常業務において、他の組織の環境配慮に関する活動についての資料として用いられる。

#### 0.1.2 調査の背景

- (1) 1985 年 6 月に OECD 理事会は、開発援助プロジェクトおよびプログラムに係る環境アセスメント（EIA）に関する勧告を出し、DAC 加盟国が開発途上国に対する開発援助プロジェクトで EIA を実施する際に留意すべきガイドラインの整備を求めた。
- (2) 上記勧告に対応するため、当事業団は、1990 年に環境面で配慮・準備すべき諸事項を中心とした「ダム建設計画に係る環境配慮ガイドライン」を作成して以来、1994 年までに 20 セクターの環境配慮ガイドライン（主として事前調査団用）を整備した。また、1992 年度以降、環境配慮団員の予算が確保され、環境配慮を必要とする全開発調査案件に環境配慮団員の参加が可能となり、環境配慮を重ねつつある。
- (3) 現在、社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドラインの第 1 版については、全分野の共通部分（概説部分）の見直しおよび、分野別ガイドライン個々の見直しの必要性やその具体的な手法について検討するためのプロジ

ェクト研究が、企画・評価部と社会開発調査部の合同で進められている。

- (4) 鉱工業開発調査部では、工業開発、鉱業開発、火力発電の3セクターについてガイドラインを作成しているが（執務マニュアル）上記（3）の動きに合わせて、鉱工業開発調査部全体の環境配慮ガイドラインを見直す必要性の有無と、見直しの方向性を検討するための基礎情報が必要だと考えられた。そのため、鉱工業開発調査部が実施した開発調査の環境配慮実績の調査を行い、他の援助機関および国際機関の環境配慮に係る動向を調べる計画が立てられた。

### 0.1.3 調査の範囲

国際機関や他国の援助機関の環境配慮に係る動向については、環境配慮体制に関わる一般事項（特にEIAの定義やガイドライン整備状況、実施対象、組織の実施体制、業務資格要件）、配慮手順に関わる事項（フロー図、初期段階から代替策、影響緩和策、モニタリング・評価段階まで）、被援助国に関わる事項（社会的合意形成、EIAの実施能力形成、環境基準）、その他の事項（越境および地球環境問題、再生可能エネルギー、鉱工業分野の特記事項など）を調査内容として、情報を収集した。また、主として現地調査の結果に基づき、調査対象機関の鉱工業分野における活動の概要について、特記すべきものを取りまとめた。

JICA 鉱工業開発調査部が過去に実施した開発調査の環境配慮については、現行の環境配慮ガイドラインが整備された前後の時期も含まれるように、1990年度から1999年度までに同部で実施された諸セクターの調査を対象とした。調査対象とした資料は、予備調査および事前調査などの初期調査報告書、本格調査の最終報告書一式、また環境配慮調査に対する実績投入量を知るために、閲覧の可能な契約書類である。

### 0.1.4 調査の方法

国際機関や他国の援助機関の環境配慮に係る調査については、国内における資料調査、駐日事務所の所有情報の調査、各機関のHP情報調査、有識者インタビュー（JICAおよびJBICの専門家）および、対象機関の該当部署の現地調査を実施した。現地調査に際しては、前記「0.1.3 調査の範囲」に示した事項の抽出を行い、予め共通質問書を作成すると共に、個々の機関向けの質問書も作成した。このようにして、多機関の

環境配慮活動に関して、共通の重要事項が一覧比較できるような形式とした。

注) 北米ワシントン地区 (USAID、USEPA、世銀、IDB、WRI) とフィリピン (ADB、DENR) の現地調査については、社会開発調査部で実施された環境配慮ガイドラインに関する類似調査と同時期になったため、合同調査として実施した。

JICA 鉱工業開発調査部の環境配慮の実績調査については、社会開発調査部と農林水産開発調査部の開発調査における環境配慮について 1998 年度プロジェクト研究でなされた実績調査の調査書式を参考にして、代替案検討、事前調査の到達点、社会配慮調査などの事項を追加して作成した (この書式による調査の対象については、「0.1.3 調査の範囲」を参照)。

国際機関および他の援助機関の調査結果と、JICA 鉱工業開発調査部の実績調査に基づき、同部および JICA において今後重点的な強化を図ることが望ましいと考えられる課題を整理し、直ちに強化実施が望まれる方向性 (5 案) と中長期的な強化方策 (2 案) に分け、それぞれ代替案の形でとりまとめた。

#### 0.1.5 調査団員の構成

作業監理	山田良春	JICA 鉱工業開発調査部計画課
環境評価 1	佐阪剛	アイ・シー・ネット株式会社
環境評価 2	木下敦子	日本オイルエンジニアリング株式会社

## 0.1.6 調査の日程

### (1) 欧州地域調査

日順	日付	行程	宿泊地
1	12/5(日)	団員移動(成田発 12:20 ストックホルム着 19:45)	ストックホルム
2	12/6(月)	団内打合せと SIDA 図書室 スウェーデン国際開発協力庁(SIDA) / インフラストラクチャーと経済協力部	ストックホルム
3	12/7(火)	団員移動(ストックホルム発 11:00 ロンドン着 12:45) JICA ロンドン事務所で打合せ	ロンドン
4	12/8(水)	英国国際開発省(DFID) / 環境政策部 団員移動(ロンドン発 18:00 パリ着 20:10)	パリ
5	12/9(木)	JICA パリ事務所で打合せ フランス開発庁(AfD) / 政策と調査研究部	パリ
6	12/10(金)	経済開発協力機構 / 開発援助委員会(OECD/DAC) EC センター図書館	パリ
7	12/11(土)	団内打ち合わせ 資料整理	パリ
8	12/12(日)	調査記録整理	パリ
9	12/13(月)	国連環境計画(UNEP) / 技術・産業・経済部 団員移動(パリ発 17:15 ジュネーブ着 18:20)	ジュネーブ
10	12/14(火)	国連欧州経済委員会(UNECE) / 環境と人間居住課 国連環境計画(UNEP) / 環境情報・アセスメント・早期警告部	ジュネーブ
11	12/15(水)	国際自然保護連合(IUCN)本部 / 経済サービス室 世界保健機構(WHO) / 環境衛生専門家グループ	ジュネーブ
12	12/16(木)	団員移動(ジュネーブ発 09:45 フランクフルト着 11:10) ドイツ復興金融公庫(KfW) / 開発協力のセクター政策部	フランクフルト
13	12/17(金)	ドイツ技術協力公社(GTZ) / EIA プロジェクト、環境管理部門 団員移動(フランクフルト発 20:50)	機中泊
14	12/18(土)	成田着 16:05)	

注1) 面談者リストは別冊附属資料の1.4とした。

注2) 調査団員3名とも、全行程を共にした。

(2) 北米地域調査

日順	日付	行程	宿泊地
1	1/19(水)	団員移動(成田発 12:20 シカゴ着 08:40) (シカゴ発 13:10 枊着 15:57)	枊
2	1/20(木)	カナダ国際開発庁(CIDA)/環境アセスメントと遵守室 カナダ国際開発庁(CIDA)/鉱業セクター担当者	枊
3	1/21(金)	団員移動(枊発 12:15 ワシントン着 13:45)	ワシントン
4	1/22(土)	資料および調査記録の整理	ワシントン
5	1/23(日)	社会開発調査部調査団ワシントン着(*1/27まで合同調査) 団内打合せ、社調調査団と打合せ	ワシントン
6	1/24(月)	米国国際開発庁(USAID)* /環境と天然資源室 米国環境保護庁(USEPA)* /連邦活動、執行と遵守保証室	ワシントン
7	1/25(火)	大雪のため面談予定がキャンセル(TNC) 資料および調査記録の整理	ワシントン
8	1/26(水)	世界銀行(WB)* /アフリカ地域局・環境担当 世界銀行(WB)* /東アジア及び太平洋地域局・環境担当 世界銀行(WB)* /環境局	ワシントン
9	1/27(木)	米州開発銀行(IDB)* /環境課 世界資源研究所(WRI)* /国際協力担当、生物資源プログラム担当 団員移動(ワシントン発 17:30 ニューヨーク着 18:40)	ニューヨーク
10	1/28(金)	団内打合せ 国連開発計画(UNDP)/持続可能なエネルギーと環境課	ニューヨーク
11	1/29(土)	団員移動(ニューヨーク発 12:10)	機中泊
12	1/30(日)	成田着 16:10)	

注1) 面談者リストは別冊附属資料の1.4とした。

注2) 調査団員3名とも、全行程を共にした。

注3) \*印のついたものは、社会開発調査部の調査団との合同調査。

### (3) アジア地域調査

日順	日付	行程	宿泊地
1	2/15(火)	団員移動(成田発 11:00 バンコク着 15:55)	バンコク
2	2/16(水)	JICA タイ事務所打合せ タイ・科学技術産業省 /環境質向上局 タイ・科学技術環境省 /環境政策計画局	バンコク
3	2/17(木)	タイ環境研究所(TEI) /ビジネスと環境、都市化と環境プログラム タイ工業用水技術研究所(IWTI) /JICA 専門家	バンコク
4	2/18(金)	国連環境計画(UNEP) /アジア太平洋地域事務所 ESCAP 図書室資料収集、JICA タイ事務所報告	バンコク
5	2/19(土)	団員移動(バンコク発 11:00 マニラ着 15:15)	マニラ
6	2/20(日)	社会開発調査部調査団マニラ着(*2/23まで一部合同調査) 団内打合せ、社調調査団との打ち合わせ	マニラ
7	2/21(月)	JICA フィリピン事務所で打合せ* JICA 山田専門家(環境天然資源省)と打合せ* JICA 産業廃棄物プロジェクト形成調査団と打合せ	マニラ
8	2/22(火)	フィリピン・環境天然資源省* /環境管理局 フィリピン・貿易産業省 /投資委員会の環境室	マニラ
9	2/23(水)	アジア開発銀行(ADB)* /環境社会開発室の環境課 フィリピン開発銀行(PDB) /産業再編局の環境管理室	マニラ
10	2/24(木)	JICA フィリピン事務所報告 日本大使館報告	マニラ
11	2/25(金)	団員移動(マニラ発 09:00 成田着 13:55)	

注1) 面談者リストは別冊附属資料の1.4とした。

注2) 調査団員3名とも、全行程を共にした。

注3) \*印のついたものは、社会開発調査部の調査団との合同調査。

## 0.2 報告書の構成と利用の手引き

この報告書は、本編、本編添付資料および、別冊付属資料から成っている。

**本編**は第1章、第2章、第3章、および付表1～3から成っている。本編各章の冒頭に、その章の構成内容を簡単に紹介する文を載せた。**第1章**は、鉱工業分野の開発援助における環境配慮の国際的な現状と動向を示したものである。**第2章**は、JICA 鉱工業開発調査部の実施する開発調査における環境配慮調査の実績を調べ、その結果を分析したものである。**第3章**は、第1章と第2章の結果に基づき、本報告書のまとめの章としている。今後、JICA と鉱工業開発調査部が環境配慮の実施強化策を図っていく上で、重点課題としうる事項の候補を、代替的に提示した。本編の末尾には、**3種類**の付表をつけて、環境配慮に関する簡明な情報源（主要機関の環境配慮比較表、インターネット上のホームページ一覧、ガイドラインの種類別一覧）とした。もちろん、世界中全ての HP サイトやガイドライン類を一覧することはできないが、この調査で訪問した機関を中心に、関係する重要情報は納めている。

**本編添付資料**として、第2章の分析の基礎となった**実績調査票**を本編に付した。1990年度から1999年度までに実施された開発調査の中で、ガイドラインが作成されているセクターおよび環境配慮に関するガイドラインの整備対象になる可能性のあるセクターから選択された計41件である（水力発電14件、エネルギー（火力発電、送配電、ガス・石炭・石油、新・再生エネルギー）9件、工業一般7件、鉱業と各種工業（鉄鋼・非鉄金属、機械工業など）11件）。

**別冊付属資料**として、現地調査に関する文書（現地調査に使用した質問書類、現地調査記録、面談者リスト、現地で受領した参考資料、収集資料リスト）をまとめた。質問書（Questionnaire）は、各機関共通に使用した共通版と、各機関別に使用したものを示している。特に、**現地調査記録**は訪問機関別に面談調査内容を整理したものであり、第1章の基礎資料となっており、機関別の環境配慮実施フローチャートや、プロジェクトの環境配慮カテゴリー分類なども含まれる。時間に余裕がある時に、詳細な内容の確認に役立てて頂きたい。



### 0.3 略語表

#### 機関名

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AfD	Groupe Agence Française de Développement	フランス開発庁
AfDB	The African Development Bank Group	アフリカ開発銀行
CIDA	The Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
DENR/EMB	Environment Management Bureau, Department of Environment and Natural Resources	環境天然資源省、環境管理局 / フィリピン共和国
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
EBRD	The European Bank for Reconstruction and Development	欧州復興開発銀行
ESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連・アジア太平洋経済社会委員会
EU	European Union	ヨーロッパ連合
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
Haribon	Haribon Foundation	ハリボン財団
IAIA	International Association for Impact Assessment	国際影響評価学会
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IIED	International Institute for Environment and Development	国際環境開発研究所
IUCN	The World Conservation Union	国際自然保護連盟
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行 / 日本
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau	復興金融公庫 / ドイツ
MOSTE/OEPP	Ministry of Science, Technology and Environment, Office of Environmental Policy and Planning	科学技術環境省、環境政策・計画局 / タイ王国
OECD/DAC	Development Assistance Committee, Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構 / 開発援助委員会
SIDA	Swedish International Development Cooperation Agency	スウェーデン国際開発協力庁
TEI	Thailand Environment Institute	タイ環境研究所
TNC	The Nature Conservancy	ネイチャー・コンサーバンシー
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNECE	UN Economic Commission for Europe	国連欧州経済委員会
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
USAID	U.S. Agency for International Development	米国国際開発庁
USEPA	U.S. Environmental Protection Agency	米国環境保護庁
WB	The World Bank	世界銀行
WRI	The World Resources Institute	世界資源研究所
WWF	World Wide Fund For Nature	世界自然保護基金

## 用語

BHN	Basic Human Needs	ベーシック・ヒューマン・ニーズ
EA	Environmental Assessment	環境アセスメント
ECC	Environmental Compliance Certificate	環境遵守(適合)証明
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EIS	Environmental Impact Statement	環境影響評価書
EMAS	Environmental Management and Audit Scheme	EU環境管理監査スキーム
F/S	Feasibility Study	フィージビリティ・スタディ
ID/OS	Institutional Development and Organizational Strengthening	組織開発・強化手法
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境調査(初期環境評価)
ISO	International Standard Organization	国際標準化機構
M/P	Master Plan Study	マスタープラン・スタディ
NEPA	National Environmental Policy Act	国家環境政策法/米国
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネージメント
PRA	Participatory Rural Appraisal	参加型社会調査法
RRA	Rapid Rural Appraisal	簡易農村調査法
S/W	Scope of Work	スコープ・オブ・ワーク(実施細則)
SEA	Strategic Environmental Assessment	戦略的環境アセスメント
TOR	Terms of Reference	要請書

# 目次

<b>序章</b> .....	<b>0-1</b>
0.1 調査の概要.....	0-1
0.2 報告書の構成と利用の手引き .....	0-7
0.3 略語表.....	0-8
<b>第1章 鉱工業分野の開発援助における環境配慮の現状</b> .....	<b>1-1</b>
1.1 援助国（機関）の環境配慮に対する考え方と手法.....	1-1
1.2 開発途上国政府の環境配慮の実施状況とその問題点 .....	1-28
1.3 国際的な傾向 .....	1-33
<b>第2章 JICA 鉱工業開発調査部の案件実績調査に基づく問題点の分析</b> .....	<b>2-1</b>
2.1 環境配慮実施の各側面について .....	2-1
2.2 セクター別に見た特徴.....	2-6
<b>第3章 環境配慮実施に際しての留意事項</b> .....	<b>3-1</b>
3.1 環境配慮の実施強化に向けた代替的アプローチ .....	3-1
3.2 開発調査における環境配慮実施上の課題 .....	3-9

## 付表

- 付表-1 : (比較表) 国際援助機関・融資機関の環境配慮
- 付表-2 : (一覧表) 開発援助における環境配慮  
- 主要機関関連インターネットホームページ
- 付表-3 : (一覧表) 環境配慮ガイドライン類の種類別一覧

## 添付資料

- 1 . JICA 鉱工業開発調査部の実施案件に関する実績調査  
    実施内容調査データベースファイル

## 別冊付属資料

- 1 . 現地調査報告
  - 1.1 Questionnaire (共通版)
  - 1.2 Specific Questions (機関別)
  - 1.3 現地調査記録
  - 1.4 面談者リスト
- 2 . 参考資料
- 3 . 収集資料リスト

## 第1章 鉍工業分野の開発援助における環境配慮の現状

## 第1章 鉱工業分野の開発援助における環境配慮の現状

この章では、現地調査に基づき、鉱工業分野の開発援助における環境配慮の国際的な現状と動向を示した。1.1 節では、援助国側の主要機関が環境配慮を行う際の考え方と実施体制について比較整理した。1.2 節では、タイとフィリピンを例にとり、援助を受ける開発途上国側の環境配慮行政の状況と問題点を記述した。1.3 節では、開発援助における環境配慮に関する注目すべき国際動向について、キーワード解説を行った。

### 1.1 援助国（機関）の環境配慮に対する考え方と手法

この節では、1.1.1 項で2国間援助機関と国際融資機関、1.1.2 項で多国間援助機関とNGO（援助／研究機関）の環境配慮の考え方や実施体制を比較した。また、1.1.3 項では現地調査で得られた鉱工業分野の援助活動に関するトピックを付した。

#### 0.1.1 援助機関・融資機関

この項では、訪問調査を実施した援助機関および融資機関における環境配慮の基本的な考え方と手法について、調査時に使用した質問票に基づいて結果をまとめる。調査対象機関は、以下の10機関である。

- ・ 援助機関：USAID, CIDA, DFID, GTZ, AfD, SIDA
- ・ 融資機関：WB, IDB, ADB, KfW

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① EIA の位置付け</li><li>② ガイドライン</li><li>③ 実施の対象</li><li>④ 環境配慮に関する組織内の実施体制</li><li>⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス</li><li>⑥ 社会参加と合意形成</li><li>⑦ 事業実施国の能力向上</li></ol> |
|---|

## (1) 米国国際開発庁 (USAID)

米国はカナダと共に国内の環境アセスメント法を海外適用しており、スコーピングや EIA 報告書評価にあたっての情報公開と意見聴取が規定されている。

援助方針(重点分野)：1)環境問題への対応、2)民主主義、3)人口の安定化と基礎医療、4)経済成長、5)人道的援助

### ① EIA の位置付け

国内における環境アセスメントの実施を定めた国家環境政策法(National Environmental Protection Act 1969)が、1979 年の大統領令 12114 号により連邦政府の海外活動にも適用されている。通常 USAID と事業実施国の責任で EA(Environmental Assessment)が実施されるが、地球環境や米国自身の環境などに重大な影響が予測される場合は、CEQ

(大統領環境諮問委員会)規則に沿って EIS(Environmental Impact Statement)が作成される。

### ② ガイドライン

NEPA の海外適用に関する運用規則については、連邦規則 22CFR216(1980)および ADS204 にまとめられている。国内の環境アセスメントは、規則やガイドラインによって厳格に手続きや内容が定められているが、海外適用の場合は、実施国ごとに状況が大きく異なっており、柔軟に対応している。実務用マニュアルは作成していない。

### ③ 実施の対象

連邦政府の実施する海外の活動はすべて、NEPA に定める環境アセスメントの対象となる。NEPA の対象は 1)政策、2)プログラム、3)プロジェクト、の 3 レベルが対象だが、USAID では、2)プログラムレベルと 3)プロジェクトレベルで EA を行っている。プログラムレベルとしては、各地域支部の環境担当官が必要に応じて国別の環境戦略を策定している。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

USAID の援助の現場での環境配慮は、地域支部の環境担当官が監理している。環境担当技官には実際の調査と環境関連法規の知識だけではなく、それらを技術的、社会的、政治的、経済的な側面と統合する力が要求される。

環境配慮に対する評価と監査は以下の 3 レベルで行われている。

- 1) 全世界レベル：議会、大統領府における総合的な評価。
- 2) Office of Inspector General による監査：地域支部(Operational Bureau)の報告に基づく、

定期的な内部監査（毎年）。

3) 現地ミッションレベル：環境、保健(public health)、民主主義など分野ごとのミッションチームによる定期的な内部監査（毎年）。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

一般的な手続き：IEE（PID/PAIP<sup>1</sup>に含まれる）→EIS 実施判断→スコーピング(スコーピング・ステートメント)→EA/EIS 実施(PP/PAAD<sup>2</sup>に含まれる)→援助の実施→融資決定後の環境評価→モニタリング

スクリーニング：災害復興援助および、教育や文書情報管理システムなど明らかに環境に影響が少ないと思われるものは、IEE の対象から除外される。また、以下の環境に対して重大な影響を与えるプロジェクトでは、IEE なしで EA/EIS を行う。

i)河川開発、ii)ダム・貯水池等の灌漑・水資源開発、iii)農用整備、iv)排水、v)大規模農業機械化、vi)新規土地開発、vii)住民移転、viii)道路、ix)発電所、x)工業プラント、xi)小規模以外の水道水

代替案：IEE および EA/EIS は要請者の責任で作成される。EA/EIS における代替案の記述には、事業を実施しないケースを含み、USAID が最善と考える代替案や緩和策が明示されなければならない。

#### ⑥ 社会参加と合意形成

IEE 段階でも、EA/EIS 段階でも必要に応じて実施している。例えば、スコーピングへの参加、代替案の提案、緩和策の策定、などについて意見聴取や合意形成を行う。ドラフトレポートの公開によって、広く公衆の意見を聴取しているが、必要に応じて、ドラフト EIS の段階での公聴会の開催も規定されている。

#### ⑦ 事業実施国の能力向上

事業実施国の EIA 能力向上に関連しては、USEPA が研修プログラムを持っている。これらのプログラムはトレーナーを育成する(train trainer)もので、研修生が講師となって実施国(組織)内の能力向上プログラムを継続していくことを目指している。USAID はこれらのプログラムに予算を付け、共同で実施している。

EIA に関連しては、以下の 2 つのプログラムがある。

- 1) 環境影響評価の原則（Principles of Environmental Impact Assessment）
- 2) 環境影響評価レビューの原則（Principles of Environmental Impact Assessment Review）

---

<sup>1</sup> PID: Project Identification Document      PAIP: Program Assistance Initial Proposal

<sup>2</sup> PP: Project Paper      PAAP: Program Assistance Approval Document

## (2) カナダ国際開発庁 (CIDA)

カナダでは伝統的に国民の環境意識が高く、多様な自然環境と先住民族との共生などを背景に国内の環境アセスメントでも社会参加が重視されてきた。海外開発援助においても、種々のツールを用いて体系的に社会参加や合意形成を進めている。

援助方針(重点分野)：1)ベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN)、2)女性の参加と性的平等、3)インフラ供給、4)人権・民主主義・「よき統治」、5)民間セクター、6)環境

### ① EIA の位置付け

カナダ政府が支援する海外でのプロジェクトは、カナダの環境影響評価法(Canadian Environmental Assessment Act; CEAA)の対象となっている。

国際協力における基本政策として持続可能な開発を掲げており、この持続性を脅かす原因となっている貧困を減らしていくことを最重要課題としている。その下で、上述の 6 つの優先分野を定める。開発事業における EIA では、負の影響を回避するだけでなく、正の環境影響を計画に含めるよう検討している。

### ② ガイドライン

CIDA のイントラネット上には、各プログラムオフィサーがプロジェクトの手続きや、各段階での要求事項、利用可能な調査ツールやガイドラインなどについて、一覧できるようなシステムが構築されている（「ロードマップ」と称する）。

### ③ 実施の対象

1999 年 11 月の閣議命令で、プロジェクトレベルのみでなく地域レベル、セクターレベルを含めたすべての CIDA の活動分野が EIA の対象となった。戦略的環境アセスメント(SEA)は、国別開発政策などで行われている。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

CIDA は直接のプロジェクト実施機関ではなく、事業の実施は CIDA によって選ばれた私企業、NGO、教育機関、地方あるいは中央政府機関などの実施担当機関（The Executing Agency）が所管する。EIA 実施の責任も、実施担当機関のプロジェクトマネジャー(PM)が負っており、CIDA は EIA をどのようにプロジェクトに組み込んでいけばよいのかを説明する立場にある。

「環境アセスメントと遵守室」が EIA を担当しており、実施担当機関の PM を対象として、プロジェクトサイクルに EIA を組み込んでいく方法についての 1 日研修も行っている。



### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

EIA はプロジェクトのプレ・フィージビリティスタディ段階で実施している。

**代替案：**プロジェクトレベルから政策レベルまで、いずれのレベルであっても、EIA にはジェンダー、統治策、BHN などについての解析を行った代替案が含まれなければならない。

**モニタリング：**協力期間の後もプロジェクトライフの続く限り継続する。CIDA では実施主体に対して定期的な報告書を要求している。報告書の内容や頻度は、「Result Based Management」の中で具体的に定める。モニタリングの結果は定められた手続きに従って、政策レベルや国別環境計画、あるいはプロジェクト自身へフィードバックされる。

### ⑥ 社会参加と合意形成

社会参加や合意形成の内容や程度については、「Result Based Management」に基づくプロジェクト管理の中で定めている。CIDA のスタッフ、実施担当機関、事業実施主体、関係するコミュニティ、コンサルタントなどの関係者の合意に基づき、プロジェクトの成果を示す指標を設計段階で決める。指標の定め方に関する標準的なガイドラインはないが、専門家の助言を適宜受けながら、PM の責任で進められる。社会的側面については、必要に応じて先住民、ジェンダー BHN などの分野の専門コンサルタントを雇う。

### ⑦ 事業実施国の能力向上

CIDA では、組織支援や研修事業に力を入れており、EIA 関連のものも含まれる。

実施国に該当する環境基準や技術標準がない場合、或いはこれらが現実と大きく乖離している場合、カナダ或いは国際機関の定めた基準、あるいは実施国の基準を機械的に用いることはしない。CIDA では一般的には先ずカナダの基準を参照する。自然条件がカナダと大きく異なる場合などは、専門家が新たな基準を設定する。開発行為の環境への影響、影響を受ける住民の範囲と程度、などを調査した上で問題点を絞り込み、適切かつ実行可能な基準を検討する。

### (3) 英国・国際開発省 (DFID)

英国政府の援助方針に対応して、DFID の環境アセスメントのプロセスでは、貧困問題と環境問題の結合と体系的な評価を通して、貧困問題の解決につながるような環境機会を積極的に事業計画へ組み込んでいこうとする試みが進められている。

援助方針(重点分野)：1)持続可能な生活促進のための政策、2)貧困層の人々の教育・医療改善、3)自然環境の保全・改善

#### ① EIA の位置付け

1997 年に策定された英国政府の海外援助方針は、貧困問題の解決に焦点をあてている。この方針のもと環境アセスメントの位置付けも、従来の開発事業に伴うリスクを同定し軽減するというプロジェクトの下流部に中心をおいたものから、プロジェクトのより上流部の計画段階で貧困問題に伴う環境側面を同定し、事業機会としてプロジェクト／プログラムの計画に環境面のインプットを組み込んでいくことへと主眼を移行している。

#### ② ガイドライン

DFID の環境配慮は、「環境審査マニュアル(1996)」に包括的にまとめられているが、全職員に理解、浸透させるためには、分厚くわかりにくかった。1998 年より環境政策部では、DFID 内部のプロジェクトオフィサーやマネジャーあるいは外部の関係者から意見を聞きつつ、ガイドラインの改訂を図り、1999 年に「環境配慮ガイドライン」を完成した。新ガイドラインは実務での利用の便を考え、バインダー形式の小冊子になっており、詳細については従来のマニュアルが参照される。

#### ③ 実施の対象

カントリープログラムにより、タンザニアで戦略環境アセスメントを実施した例がある。

#### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

EIA 主管部はなく、各事業部で EIA を実施している。事業部に対する助言や支援は環境政策部が行っている。環境政策部には、現在地域担当制で環境アドバイザーが 14 人いる（本部に 10 人、インド、南アフリカ、カリブ、バングラデシュの各地域事務所に計 4 人、東アフリカにも 1 名配置予定）。

「環境配慮ガイドライン(1999)」は約 250 人の事業部スタッフ全員に配布し、半日講習の受講と業務での利用を義務付けた。小冊子に書ききれない部分は、環境政策部の環境アドバイザーが世銀など他のガイドラインなどを参照しながら、アドバイスする

形をとっている。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

**スクリーニング：**スクリーニングはすべての事業を対象として実施している。ガイドラインには、A)環境的特徴、B)開発行為の種類、C)潜在的負および便益的影響、D)影響の特質、のそれぞれにチェック項目があげられているが、スクリーニングは機械的にこれを当てはめるのではなく、実施国のと対話を通しての環境機会の同定のプロセスと捉えている。本来の目的からして計画段階で計画概要表（Concept Note）が作られた時に実施すべきだが、実際には事業実施合意後になっているケースも多い。

**代替案：**代替案を準備したり選択していくのは、プロジェクトリーダーの役割である。環境アドバイザーがケース毎にチェックしている。環境アドバイザーから見て環境配慮が不足していたり、プロジェクトリーダーから相談があれば、手法に関するアドバイスをする。

**緩和策：**ミティゲーションの要求水準は、要請国/機関の国内法や規制に準拠させながら、案件毎に検討している。

**モニタリング：**EIA により結論の出たミティゲーション策が正しく実施されたかどうかのモニタリングについては、環境アドバイザーが規則的に実施している。環境配慮全般に係わるモニタリング活動に関しては、DFID は率直に言って強くない。理由としては、1)環境影響は供用後短期間で現れないこと、2)影響の評価指標の決定が難しいこと、があげられる。

#### ⑥ 社会参加と合意形成

社会合意への要求レベルは、利害関係者の調整は標準化できないので、決まった尺度はない。しかし、環境配慮は事業への社会参加よい契機になると考えている。

#### ⑦ 事業実施国の能力向上

要請国の EIA 実施能力形成については、ワークショップ、セミナー、実践教育を行なっている。

事業実施国での環境基準が不必要に高く設定され、運用がまったく伴わない場合や、反対に基準値がない、あるいはあっても不当に低い場合は、実施国の基準や国際機関の基準を機械的に当てはめるのではなく、EIA やその他の環境調査を通してプロジェクト固有の基準値を設定することが必要と考えている。今後「達成可能な基準を定義する」という作業が重要になろう。

#### (4) ドイツ・技術協力公社 (GTZ<sup>3</sup>)

参加のための手法として「ZOPP (objective-oriented project planning) 手法」に基づいたプロジェクトサイクルマネジメントを採用して、EIA の各段階で社会参加を促進しながらその結果を BMZ の案件形成プロセスにフィードバックしている。

援助方針(重点分野)：貧困削減、環境保全、教育

##### ① EIA の位置付け

環境保全は開発協力の重要課題の一つに位置付けられており、1986 年から EIA は連邦政府によるすべての海外開発援助プロジェクトに対して義務化された。1991 年に開発援助のための新しい体制として、経済協力開発省 (BMZ) が発足し、環境と天然資源保護は貧困対策と結合され、ドイツの援助政策のセクター横断的な焦点となっている。

EIA の実施は該当地域の法規制の枠組みに沿って、相手国の責任で行われるもので、GTZ はあくまでも助言者の立場に立ってコミュニティの参加や広報を中心に提案をしている。

##### ② ガイドライン

1995 年に BMZ が EIA のガイドラインとして、「開発協力プロジェクトにおける環境影響評価」を出した。ドイツの援助実施機関 (KfW、GTZ、他 3 機関) は同ガイドラインに沿って、すべてのプロジェクトで EIA を実施することが法的義務となった。

セクター別ガイドラインとして、GTZ と KfW が共同で "Environmental Handbook - Documentation on monitoring and evaluating environmental impact" (3 分冊、各 600 頁) を作成した。トピックス別に環境影響や規準、対策、モニタリング、評価等についてまとめられている。1987 年にドイツ語版が、1995 年に改訂英訳版が出版されており、市販されている。開発援助の一環として、途上国に送る活動もしている。

##### ③ 実施の対象

政策レベル、プログラムレベルは BMZ が担当しており、各国の開発援助方針やマスタープランを策定している。GTZ の役割はこの方針をプロジェクトレベルで実現することで、すべての分野が EIA の対象となっている。

##### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

プロジェクトの実施責任は地域別部門が負っており、EIA もこれに含まれる。セクタ

<sup>3</sup> ドイツでは BMZ の方針に添って、主として GTZ が技術援助を、KfW が開発融資を行っている。

一別部門の中に環境担当部署が置かれており、専門的立場からの助言や、環境調査のためのツールの開発や広報的な活動を行っている。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

- 1) プロジェクトの選定(BMZ)
  - 2) プロジェクト形成(ZOPP I)
  - 3) スクリーニング：影響が重大あるいは不明な場合は独立した環境調査を実施する
  - 4) BMZ への予備報告書の提出
  - 6) 計画ワークショップ (ZOPP II)：スコーピングと TOR
  - 7) プロジェクト審査と計画ワークショップ(ZOPP III)：環境影響評価・代替案に関する議論
  - 8) BMZ への審査報告書の提出(環境調査結果を含む)
  - 10) プロジェクトの実施とモニタリング
  - 11) プロジェクト報告書と評価
  - 12) 最終報告書
- 5) BMZ (評価委員会)  
→9) BMZ の決定

EIA の結果に基づき、プロジェクトは E0 から E4 までの 5 つのカテゴリーに分類される(1988 年より導入)。この E カテゴリーはプロジェクトの必要性や質を判定するためのものではなく、環境的な影響度の指標である。EIA はプロジェクトサイクルの中のプロセスなので、プロジェクトの検討とともに環境リスクも変化し、従って E カテゴリーも再分類される。

#### ⑥ 社会参加と合意形成

EIA のプロセスでは、参加を重視しており、参加のための手法としては、「ZOPP (objective-oriented project planning)」手法に基づいたプロジェクトサイクルマネジメント (PCM) を採用している。

#### ⑦ 事業実施国の能力向上

組織支援として、EIA に関する法制度の整備や、相手国・機関の行政官が適切に EIA を実施或いは審査するための能力向上支援を行っている。

## (5) フランス開発庁 (Afd)

環境配慮の強化を図っており、組織内の手続きと統合された運用マニュアルの整備を行った。

援助方針(重点分野)：1)経済的自立とグローバル経済への参加、2)民主主義、3)貧困の緩和と社会サービスの提供、4)研究の機会および科学的情報へのアクセスの改善、5)地球的協力の推進

### ① EIA の位置付け

OECD/DAC による援助機関のレビューで、環境配慮が不十分だと指摘されたこと、政権交代に伴い環境と援助が強調されるようになったこと、民間セクターに対する世銀 IFC との協調融資に際して、環境配慮手続きの遅れが大きな問題となりこれを改善する必要に迫られたこと、などを背景に、組織内の環境配慮の強化が急速に進められた。

### ② ガイドライン

環境配慮手順が 1995 年に策定されたが、非常に複雑で運用が難しかったため、1998 年より運用マニュアルの策定に着手し、1999 年にプロジェクトの一連の手続きと統合した運用マニュアルを策定した。分野別のガイドラインとしては、世銀、EU、WHO などのガイドラインを参照している。

正の影響について、正の影響の基準や、積極的な評価、あるいはどのようにしたら正の影響を持つプロジェクトに融資を向けられるか、などに関して戦略調査おこない、指針作成を予定している。

### ③ 実施の対象

政策およびプログラムレベルは外務省の管轄であり、Afd はプロジェクトレベルのみを対象としている。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

プロジェクトのタスクマネジャーは各事業部地域担当があたり、担当者が環境評価フォームに該当事項を記載する。支援部門一つである 政策・調査部 (Developpement Politiques et Etudes) の介入と評価政策課 (Division des Politiques d'Intervention et de Produits) の環境担当室は助言、支援を行う。同室には、①インフラ、エネルギー、重工業、その他工業、②小規模工業、水および都市問題、③天然資源管理、および④農村開発、の各分野ごとに担当者が 1 名ずつ配置されている。Afd 内部の環境配慮能力向上のために、30 人程度を対象として 2 日間の講習を開催している。

プロジェクト評価に関しては、評価を担当する部門があり、5年毎にレビューしている。また最近新たな取り組みとして、NGOと共同でプロジェクト事後評価を行った（ガボン・森林プロジェクト）。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

EIA と F/S は同時に実施される場合もあるし、別途の場合もある。EIA をプロジェクトのできるだけ早い段階で実施するためには、EIA を F/S の早い段階に組み込むべきだと考えている。

**スクリーニング：**環境担当室がスクリーニングを行い、プロジェクトを A(完全な EIA 実施)、B (EA 実施)、および C(対象外)に分類する。スクリーニングのチェックリストは AfD 自身で作成しているが、EBRD や WB などのガイドラインも参考にしている。A プロジェクトについては、環境担当室の担当者が評価作業に参加する。場合によっては、環境担当室が EIA を実施することもある。

**スコーピング：**AfD が作成するが、EIA 専門のコンサルタントがこれを修正する場合もある。

**代替案：**大規模プロジェクトではこれが検討されていない場合、環境担当室は業務部に対して検討を求めることができる。しかし小規模のプロジェクトに対しては、代替案の検討は難しい。

#### ⑥ 社会参加と合意形成

貧困、ジェンダーなどの社会問題と環境問題のリンクを目指している。ジェンダーに関する専門家は 1 名である。

## (6) スウェーデン国際開発協力庁 (SIDA)

海外協力の基本方針は、組織強化と能力向上にある。EIA もこの方針に添ったもので、1998 年のガイドライン改訂で、EIA の実施は事業実施国側にあり、ガイドラインは提出された EIA が SIDA の要求事項に適合するかの審査基準であることを明確化した。

援助方針(重点分野)：1)経済成長、2)経済的・社会的平等、3)経済的・社会的自立、4)民主化、5)環境保全、6)男女平等

### ① EIA の位置付け

EIA の実施原則として、1) EIA はプロジェクト・プロポーザルに含まれること、2) EIA のスコープは予測される環境に対する影響によって変わる、3) EIA はプロジェクト／プログラムサイクルの一部。EIA はできる限り初期に実施し、設計や意思決定に反映されること、4) EIA の実施はプロジェクトの実施主体にあり、SIDA の役割は、EIA をレビューし、必要に応じて支援することが、ガイドラインに明記されている。SIDA では援助の重点を組織強化や能力向上へ移しており、近年鉱工業関連の大規模な施設建設を伴うプロジェクトをあまり手がけておらず、EIA の実施件数は減少している。

### ② ガイドライン

SIDA における EIA の基本理念と手続きの概要は、"Guidelines for Environmental Impact Assessments in International Development Cooperation (1998 年 6 月)" にまとめられている (本編 10 ページおよび Appendix 約 40 ページよりなる)。

EIA の実施に際しては、各プロジェクトごとに関連する様々な資料・他機関の分野別ガイドライン等を参照している。

### ③ 実施の対象

1995 年 6 月より、すべての業務分野で義務化された。セクターレベルあるいはプログラムレベルでの EIA を、「SEA」と呼ぶ。国別戦略でも SEA が行われる。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

プロジェクトにおける EIA 或いは環境配慮の責任は、個々の担当プログラムオフィサーにあり、EIA のみを審査する特定の部署はおかれていない。援助プロジェクト／プログラムに対する評価は、評価・内部監査局が内部監査として実施しており、評価レポートを公開している。

職員の環境配慮関連の対応能力向上のため、プログラムオフィサーを対象として、EIA



や SEA（戦略アセス）、LFA(Logical Framework Approach)等について2～3日程度の必修研修を実施している。なお、プログラムオフィサーには WID の研修も義務づけられている。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

EIA はプロジェクトサイクルの初期の段階で実施されることが重要である。原則として SIDA は、プロジェクトプロポーザルに EIA が含まれていることを求めている。EIA の結果は、LFA 分析にも含まれる。SIDA による EIA のレビュー・評価の結果は「Assessment Memorandum」に記載され、支援に関する SIDA の意思決定のベースとなる。

**スクリーニング:**プロポーザルの初期評価で、プログラムオフィサーは提出された EIA が、SIDA の要求を満足しているかを、チェックリストに基づき評価する。チェックリストは、農業、水資源関係、運輸・鉱工業、エネルギー、医療、人道援助、教育、組織開発と能力向上の 8 分野に対して、土地・水・大気、生物多様性、住民、化学物質などの項目ごとに作成されている。環境に対する負の影響が重大と判断された場合は、プロジェクトは採択されない。

**スコーピング:**EIA がチェックリストに対して不十分だと判断された場合は、補足的な EIA が必要として、EIA の追加スコープと焦点をあてるべき点を指摘した上で、事業者に戻される。

#### ⑥ 社会参加と合意形成

EIA プロセスへの関係者の参加について、ガイドラインには「Good Practice」として以下の原則が示されている。

・ステークホルダー分析の実施・地域のグループや NGO その他関係者を交えた公聴会・ EIA 実施プロセスへの参加・ EIA 報告書の内容の通知（現地語への翻訳、様々なメディアの利用）・ EIA 評価への参加

#### ⑦ 事業実施国の能力向上

相手国側の能力向上に関しては、1ヶ月程度のトレーニングプログラムを実施してきた。EIA のコースはこの3年間行われており 2000 年も開催予定。これまで毎年 50 名程度の参加者があった。ガイドラインの作成や EIA に関するトレーニングコースは環境政策室が担当している。

## (7) 世界銀行 (WB)

様々な調査研究を通して、開発援助における環境配慮や社会配慮を体系化、多くのガイドラインや事例研究を作成してきた。OECD のガイドラインと共に、多くの援助機関や融資機関で参照されている。

### ① EIA の位置付け

世銀は 1983 年の「環境ガイドライン」策定以来、環境配慮体制を強化してきた。1989 年には環境アセスメントに関する業務指令(OP4.00)を出し、1991 年、1999 年とこれを改訂している。現在の世銀の環境配慮の基本的な方針は「保護方針(Safeguard Policies)」としてまとめられている。「Safeguard Policies」は 10 の銀行方針(bank policies)よりなるが、EA は一つの方針であると同時に、全体を傘(umbrella)のように覆うものである。

EA(OP4.01)		
Environmental	Social	Legal
<ul style="list-style-type: none"><li>・ Natural Habitats (OP4.04)</li><li>・ Forestry (OP4.36)</li><li>・ Pest Management (OP4.09)</li><li>・ Safety of Dams (OP4.37)</li><li>・ International waterways (OP7.50)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Involuntary resettlement (OP4.12 forthcoming)</li><li>・ Cultural Property (OP4.11)</li><li>・ Indigenous peoples (OP4.20)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Disputed Territory (OP7.60)</li></ul>

従来の意味での EIA は EA レポートに相当する。EA レポートは、1)プロジェクト概要、2)予測される影響、および 3)実施計画(Operational Part)の 3 部より構成される。この第 3 パートに、1995 年以降プロジェクト自身とリンクした環境管理計画(EMP)が求められるようになった。

### ② ガイドライン

EA の具体的な方針／手続き／運用については、1999 年 2 月に改訂された OP/BP/GP4.01 に規定されている。テーマ別のガイドラインとして「Environmental Source Book」(現在改訂作業中・改訂部は随時インターネット上に公開)、分野別環境対策マニュアルとして「Pollution Prevention and Abatement Handbook」がある。セクター EA および地域 EA については「Sourcebook-No.4, No.15」参照。

### ③ 実施の対象

EA 手続きは、プロジェクトレベルのみが義務、プログラムレベル(地域、セクター)、あるいは政策レベルについては任意である。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

世銀は地域制をとっており、プロジェクトの責任は各地域局のタスクチームリーダー (TTL)が負う。EA 策定、実施国の EA 管轄機関への提出、および EA 手続きの履行義務は借入国側にあり、TTL はこれを支援する。地域局の環境担課は必要に応じて TTL に助言すると共に、策定された EA および EA 手続きを評価、認定する。

組織内部の環境配慮能力向上については、WBI(World Bank Institute)が担当している。

原則としてはカテゴリー A および B 案件のタスクチームリーダーは 2 日間の講習を受けることとなっているが、現実には非常に忙しく時間的に難しい。

#### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

- 1) 選定：スクリーニング (A/B/C 分類) とスコーピング。A および B(必要な場合) については環境データシートを公表。意見聴取。
- 2) 準備：TOR 作成・EA 実施 (借入国)・A 案件では完全な EIA 報告書が必要。代替案の分析 (事業を実施せず、を含む) と環境管理計画が含まれること。
- 3) 審査：地域局環境担当による審査 (環境および社会影響)・A および B(必要な場合)については、EA 報告書を公開。
- 4) 交渉および理事会承認：USEPA や NGO のコメント(社会的なチェックを受ける)
- 5) 実施・監督・終了
- 6) 評価：業務評価局

#### ⑥ 社会参加と合意形成

1996 年に「参加に関する方針」を策定した。これは EA に限らず社会参加全般に関する世銀の方針を述べたものである。EA における住民参加については、社会専門家が担当しており、プロジェクトの許可における重要ポイントの 1 つとなりつつある。相手国における公聴会のあり方については、今後の課題である。日本や米国なら図書館やインターネットを通じて情報にアクセスできようが、途上国では情報へのアクセス方法が非常に難しい。移住、先住民および文化遺産以外については (例えばジェンダーや貧困など)、標準的な手続きは策定されていない。

#### ⑦ 事業実施国の能力向上

アフリカ・サブサハラで EA に関連した能力向上プログラムを行っている。

「達成可能な基準」については、規制の適合性について評価を行っている。よい EA を行うことで、このようなリスクを低減することができるであろう。

## (8) 米州開発銀行 (IDB)

1996年に環境社会影響評価委員会(CESI)が設置され、1997年より新しい環境配慮手続きを実施している。社会配慮を重視しており、EIAへの社会参加も積極的に推進している。

### ① EIAの位置付け

IDBの環境方針は、適切な環境的および社会的配慮がなされることで、公平で持続的な発展の促進という銀行全体の目的の達成を助けることである。具体的には、環境方針(1979)、開発における女性に関する方針(1991)、非自発的移住方針(1997)、第8次増資に関する報告書(1994)およびその他執務規定やガイドラインに示されている。

IDBでは従来の「Environmental Impact(EI)」から「Environmental and Social Impact(ESI)」へと、環境影響評価の範囲を社会的影響を含めたより広範なものとして、積極的に定義している。

② **ガイドライン**：基本的な手続きについては、「環境および社会影響に関する委員会手続き(1999年11月改訂版)」に定める。環境配慮手続きについては、効率よく進めるために随時見直しを行っている。分野別ガイドラインとしては、融資対象国である中南米のニーズに合わせて、輸送、エネルギー、ダム、民営化、小規模企業経営、固形廃棄物を作成。また1994年の第8次増資以降、新たな環境戦略として、流域管理、沿岸管理、エネルギー、リサイクル、貧困、森林管理(現在作成中)のガイドラインを作成した。

③ **実施の対象**：すべての案件がEIA審査の対象となる。従来のEIAの他に、プログラムアセスメント、セクターアセスメントを実施している。

④ **環境配慮に関する組織内の実施体制**：ESIAの実施は借入国にあり、IDBはこれを支援する。各地域業務部の環境専門家と、本部支援部門の持続的開発部(SDS)環境課が担当する。ESIAの評価は、CESIが行う。実務はその下部組織である技術評価グループ(TRG：各地域業務部の環境専門家、SDS環境課および社会課、約7~8名で構成される)が毎週定期会議を開き、個々のプロジェクトの検討評価を行っている。職員の能力向上のために2日間の基礎コースとセクター別の専門コースを実施している。コースの受講は強制的ではない(受講料1人\$800)。

### ⑤ プロジェクトサイクルとEIAプロセス

#### 1) 発掘/プログラミング

**スクリーニング：**CESI(TRG)はプロジェクトチームが作成するカントリーペーパーあるいは Profile I に基づき、スクリーニングを実施し、「CESI 検討報告書(CRS)」を作成する。

**スコーピング：**プロジェクトチームは CRS に基づきスコーピングを行い、Profile II を作成。TRG はこれを検討し、議事録を作成してプロジェクトチームに渡す。

**緩和策・代替案：**特に大規模プロジェクトでは案件形成の際に、正の影響を持つプロジェクトと負の影響を持つプロジェクトを組み合わせ、全体として物理的環境、生物的環境および人間社会環境のバランスがとれるように配慮している。

- 2) 準備／分析：影響評価の実施（プレ F/S 或いは FS 段階）。影響評価実施の責任は借入国にある。CESI(TRG)は、このプロセスを監視する。ESA には、事業を実施しないケースを含んだ代替案の検討も含まれる。
- 3) 交渉・承認（融資理事会）
- 4) 実施・モニタリング・評価：「プロジェクト進捗状況およびモニタリング報告書」に、環境／社会影響も含まれる。プロジェクトチームおよび地域オフィサーがモニタリングの責任を持つ。また CESI は、プロジェクトの設計から実施期間全体にわたって、環境方針やガイドラインに適合しているか否かについて、選択的な監査を行うことができる。しかし、実際には実施段階のモニタリングは契約書の遵守に重点がおかれており、環境・社会配慮という観点からは不十分で、新たな案件へのフィードバックも難しいとの指摘があった。

⑥ **社会参加と合意形成：**社会参加に関する要求事項として、地域住民の参加の促進、実施国の規則に従っていることを示すこと、情報公開などがガイドラインに規定。住民の合意形成の程度については、プロジェクトごとに対応している。新しい手法として、公聴会および移住についてガイドラインを作成した。毎週 1 回、コミュニティ開発に関する技術グループ会議を開いている。

最終報告書については情報公開システムによって公開されている。これらの報告書は、相手国側でも少なくともその地域の主要新聞 2 紙に掲載することを義務付けている。これはたとえ相手国側の EIA 手続きにそのような規定がなくとも、要求される。現在は中南米のほとんどの国で EIA 手続きが法的に定められているが、以前はあまり整備されておらず、IDB は融資を通じて EIA 制度の整備を促進してきた。

⑦ **事業実施国の能力向上：**13 ヶ国の研究機関や大学から受講生を迎え、EIA に関連

する行政能力や法整備などについて3日間の研修を実施した。

## (9) アジア開発銀行 (ADB)

2000 年中に環境方針の策定を予定しており、それに呼応して環境アセスメントガイドラインの改訂作業が進められている。

### ① EIA の位置付け

ADB では 1989 年に環境配慮手続きを作成したが、環境方針は策定されていなかった。しかし、1) 政策に基づいた融資の著しい増加、2) 地球規模の環境問題への対応、国際条約などへの参加、3) 貧困行緩和戦略の理事会承認に伴い、環境問題と貧困の関連付けが必要、というここ数年の ADB を取り巻く環境の急速な変化に対応するために、環境方針の必要に迫られている。2000 年末までには、環境方針を策定予定である。

### ② ガイドライン

「アジア銀行における環境アセスメント要求事項」に、融資の際の審査手順と要求事項がまとめられている (20 ページほどのマニュアル)。また分野別には、アジアのニーズに添って、農業および天然資源、工業および発電、インフラ整備について作成されている。

又、現在①で述べた環境方針の策定に伴って、新 EIA ガイドラインの策定が進められている。環境方針の策定に伴う、新 EIA ガイドラインには、1) 現ガイドラインの改訂 (セクター別)、2) 累積的 EIA、3) 戦略的 EIA、4) 地球環境問題、が含まれる。2000 年 4 月までにはドラフトを作成し、ドラフトに基づいて ADB スタッフのトレーニングを予定している (0.5 日を 3~4 回で合計 2 日程度)。このトレーニングからのフィードバックも反映させた上で、環境方針ができ次第、最終版とする予定である。

### ③ 実施の対象

国、地域、分野別、およびプロジェクトレベルのそれぞれが、EIA の対象となる。

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

環境社会開発室は、環境課と社会開発課よりなる。EIA の準備はプロジェクトの担当課が行い、これを環境社会開発室が審査している。さらに各プロジェクト担当課にも環境担当がおかれている。

## ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

- 1) 選定段階：スクリーニング（カテゴリー A/B/C 分類）。環境社会開発室環境課が行う。A 案件は EIA、B 案件は IEE を実施し、それぞれ SEIA あるいは SIEE（概要書）を作成する。A 案件および B 案件のうち必要とされるものについては、SEIA/SIEE(要求があれば EIA/IEE)を公表し、住民や NGO による外部評価を行う。
- 2) 準備段階：借入者の責任で EIA/IEE を作成する。これらの EIA/IEE は実施国および銀行の要求事項を満たさなければならない。またできる限り銀行のフォーマットに従い、住民や NGO の参加を促す（EIA の場合"without project"の代替案も考慮）。IEE の結果、EIS が必要と判断された場合、調査のスコープおよび TOR を検討する。
- 3) 審査：Manager Review Meeting (MRM)といわれる会議で融資審査が行われる。同会議には総裁あるいは副総裁、ミッションメンバー、担当課に加え、社会環境室からもスタッフが参加する。「Report on Recommendation of the President (RRP)」と呼ばれる 200 ページほどの報告書が作成され、この中に環境に関する記述も含まれる。
- 4) モニタリングと評価：
  - ・ Project Completion Report: PCR：プロジェクト担当課がプロジェクト終了時に作成する。
  - ・ Post Evaluation (Project Performance Audit Report: PPAR)：プロジェクト開始から数年後に、Operation Evaluation Office が評価を行う。社会環境室のスタッフがミッションに参加することもある。
  - ・ Re-Post Evaluation：さらにプロジェクトが進んだ後に、再評価を行う。

## ⑥ 社会参加と合意形成

NGO との連携：ADB と NGO の連携は、環境分野での国際 NGO に始まる。その後、連携の分野は大きく広がり、現在では社会面、財政面での地域の NGO との連携が大きな部分を占めている。環境的側面では、プロジェクトのモニタリングや評価、環境管理計画、などが地域の NGO と共同で進められている。



## (10) ドイツ・復興金融公庫 (KfW<sup>4</sup>)

プロジェクト管理のためのログフレームに環境配慮も組み込まれている。

### ① EIA の位置付け

(GTZ 参照)

### ② ガイドライン

(GTZ 参照)

### ③ 実施の対象

(GTZ 参照)

### ④ 環境配慮に関する組織内の実施体制

**環境配慮体制：**プロジェクトマネージャーが政策部と技術部の助言を適宜求めながらプロジェクトの進行を管理するという体制により、プロジェクト管理部門の環境配慮の妥当性を、政策的側面と技術的側面の双方から2重にチェックしている。

専門能力の確保のために、プロジェクトマネージャー (PM) の活動分野は2～3分野に限定されている。

**組織内の環境配慮能力向上／品質管理：**技術部のスタッフ全員 (約300人弱) に対してEIAに関する3.5日間の講習を義務づけている。

### ⑤ プロジェクトサイクルと EIA プロセス

#### 1) 国別方針 (BMZ)

#### 2) 2 国間協議 (政府府レベル)

3) プロジェクト計画段階：投資目的と内容、プロジェクト実施機関とコスト、融資機関などが検討される。ログフレーム (PDM に相当) と ZOPP (参加型手法) による立案作業も行われる。

4) 準備段階：プロジェクトマネージャーが中心になり、政策部と技術部が、省政策との整合を確認し技術的支援を行いながら、プロジェクトが管理される。

予備調査、フィージビリティ調査、初期評価、補足調査 (技術、経済、組織制度、社会経済と文化、生態学調査：必要が認められた場合、無償で実施される) など。

#### 3) 事前審査 (政策部)

4) 実施と運用：プロジェクト管理のためのログフレームで、モニタリング計画が立

<sup>4</sup> ドイツでは BMZ の方針に添って、主として GTZ が技術援助を、KfW が開発融資を行っている。

てられる。

- 5) 事後のフォローアップと評価：融資期間の終了時のフォローアップおよび一定の運用期間計かごの事後評価（政策部）

**⑥ 社会参加と合意形成**

住民移転については、OECD/DAC のガイドライン No.3(Involuntary Displacement and Resettlement)に従う（KfW は DAC ガイドライン策定の中心メンバー）。住民移転については、事前審査までに移転計画の提出を求めている。この計画の立案責任はもちろん実施国側にあるが、KfW は主たる受益者の分析（Target Group Analysis）を実施したか、移転に伴う土地の喪失だけでなく、所得機会の損失に対する補償策が計画内容に入っているか、などの点について審査を行う。

### 1.1.2 国際機関・研究機関（NGOを含む）

この項に示した調査対象機関は、OECD/DAC、UNDP、UNEP、UNECE、IUCN、WRI、TEIの7機関である。

#### (1) 経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）

OECDでは、1979年に環境に重大な影響を及ぼす援助プロジェクトについて、環境アセスメントの実施を勧告し、1985年に「開発援助プロジェクトおよびプログラムに係わる環境アセスメントに関するOECD理事会勧告」、1986年に「開発援助プロジェクトおよびプログラムに係わる環境アセスメントの促進に必要な施策に関する理事会勧告」を相次いで出した。これらの勧告に基づく加盟各国の開発援助手続きの整備を支援するために、DACでは一連のガイドラインを作成している。1991年に出された「Guideline on Environment and Aid」シリーズは、EIAの基本理念、非自発的移転、分野・自然環境別ガイドラインなどからなるが、現在までに多くの加盟国でこのガイドラインに添った整備を進めており、役割はほぼ終わったと考えている。現在、有用と思われるガイドラインとしては、以下のものがあげられる。

- Coherence in Environmental Assessment（加盟諸国がガイドラインを作成するためのレファランス、分野別ではなく一般的指針）
- Compendium of Good Practices for Operationalizing Environmentally Sustainable Development in Development Cooperation（環境分野の能力形成 Capacity Development in Environment について）：<http://www.oecd.org/dac/html/pubs/p-comp.htm>

#### (2) 国連開発計画（UNDP）

1972年の国連環境会議以来、「貧困」は環境破壊の原因であると同時に結果であるという認識が国際的になされ、以降数多くの国際会議で、貧困と環境は中心的議題となった。1992年の国連環境開発会議および1995年の国連社会開発サミットの結果を受けて、UNDPとEUは1998年より、「貧困と環境イニシアチブ」を進めている。インターネットなどを利用した広範な議論の結果、「環境を改善しつつ貧困と戦うための提言」として、6項目の戦略と、それを実現するための財政面、組織面および法律制度面での政策と具体的な施策がまとめられた。

1992年にUNDPが出したEIAガイドライン（使用義務はなかった）についても簡潔

なものに作り替え、この貧困／環境イニシアティブの道具として統合していく予定である。

### (3) 国連環境計画 (UNEP)

Division of Technology, Industry and Economics, Paris

Division of Environmental Information, Assessment and Early Warning (DEIA&EW), Geneva  
Regional Office for Asia/Pacific, Bangkok

UNEP は現場において直接的にプロジェクトの実施を行うよりも国連機関の中で触媒的な役割（他の機関に対するプロジェクトの提案のほか、環境情報の提供、環境データベースの提供、環境教育など）を果たしている。1970 年代には工業分野で環境汚染防止対策などに関わっていたが、1997 年からは予防措置のツール開発（例えば、環境管理システムの手法開発や、クリーナープロダクション）に焦点を置いている。人的および財政的な範囲の中で、現時点での EIA の優先順位はやや低く、EIA のみに焦点を絞った活動はしていない。

### (4) 国連欧州経済委員会 (UNECE)

UNECE は環境問題を越境汚染問題の側面からとらえ、条約の締結による紛争の防止、解決を目指している。環境関連ではこの 20 年間に加盟国間（55 ヶ国）で、1) 長距離越境大気汚染条約（1979 年）および 7 つの議定書、2) 越境環境影響評価条約（1991 年）、3) 工業事故による越境影響に係る条約（1992 年）、4) 越境河川および国際湖沼の保全と利用に係る条約（1992 年）、5) 環境問題における情報へのアクセス、決定への市民参加、および司法へのアクセスに関する条約（1998 年）が締結された。

越境 EIA 条約は、1991 年に採択、1997 年発効、1998 年に第 1 回の締結国会議がオスロで開催されたばかりである。2000 年には同条約の適用に関する報告書の作成およびデータベース化が予定されている。条約は、1) 通報（原因国における EIA の実施と、被影響国に対する通知）、および 2) EIA 手続きへの公衆参加（被影響国が求める場合、原因国は同国の EIA 手続きに対して被影響国の公衆参加の機会を保証し、意見に対する適切な配慮を行う）、よりなる。

#### (5) IUCN

IUCN 本部は、政策レベルの調査研究や条約案の検討を中心に活動している。EIA に関しては、2 年半ほど前より生物多様性の側面に焦点を当てて、多様性影響評価 (Biodiversity Impact Assessment, BIA) についての研究を進めている。これは生物多様性条約の第 14 条(影響の評価および悪影響の最小化)に関連して、多様性に対する影響評価をプロジェクト、プログラムおよび政策レベルで実施するための具体的な手法の開発を目指したものである。これらの手法を用いて、これまでにオランダの EIA 手続き、および世銀の EIA ガイドラインについて、生物多様性の観点からの評価を実施している。

#### (6) WRI

WRI では現在 EIA に直接関連する調査研究は行っていない。WRI の活動は政策レベルあるいは地域レベルを対象としており、個別プロジェクトレベルでの活動は行っていない。プロジェクトはしばしば個々に孤立してしまっており、これらの累積に目がいかないことが多い。WRI ではエコシステムのベースライン調査として、散在している情報の収集を進めている。

#### (7) タイ環境研究所 (TEI)

TEI は 1992 年に創設され、天然資源管理、工業、エネルギー分野の政策形成、経済界の環境意識向上と環境技術の理解、環境研修や環境管理の問題に新しい対策を提言するなどの活動をしている。その活動は草の根レベル・NGO・政府職員の環境研修、NGO 活動のサポート、ISO14000 の監査・認証、クリーンテクノロジーに関するコンサルティングおよび国家活動計画の作成、タイ国環境報告作成、炭酸ガス排出抑制技術に関する政府援助、小学生に対する環境教育プログラム、中小企業体の指導など幅広い。公害防止に関しては、EIA、クリーンテクノロジー、ライフサイクルアセスメント、環境管理システム、グリーン調達、エコラベルなど手法紹介している。

TEI は EIA 報告書の作成には直接携わってはいない。しかし、EIA プロセスの改善、特に市民参加の手法について、カナダの国際開発研究センター (IDRC) の資金援助のもと、MOSTE の環境政策計画局に提言報告をしている。

### 1.1.3 その他

本項では、鉱工業分野の援助活動の広い意味で環境問題に関わる部分に関して、現地調査時に得られたトピックを記載した。

#### (1) 産業公害対策、再生可能エネルギーおよび鉱業に関する活動の概要 スウェーデン国際開発協力調 (SIDA)

SIDA における再生可能エネルギー関連プロジェクトは貧困対策としての性格を有しており、まだパイロットプロジェクトレベルである。ローカルマーケットを利用した小規模なモデルケースを実施しており、例えばザンビアでは太陽光発電用のパネルのリースを行っている。

#### 英国国際開発省 (DFID)

発電事業については、電源開発よりも、「如何に効率的にエネルギーを利用するか」という供給政策の立案事業が増えている。公害対策についても End of Pipe の視点では捉えていない。民間の事業に対しては、規制強化ではなく、競争力を支援するようにしてインセンティブを与え、パートナーシップの関係を築こうとしている (BP との環境パフォーマンス改善の共同事業、皮革工業・繊維産業とのクリーナープロダクション事業などが進行中である)。

#### フランス開発庁 (Afd)

現地の民間企業を対象とした大規模工業案件では、企業に対して ISO14000 準拠等を求める場合もある。ガボンではすでに ISO14000 に登録したプロジェクトもある。

地球環境問題：French GEF というフランス政府の基金があり、GEF と同じ条件で融資している。プロジェクトの初期の段階で FGEF に対して共同融資を求められないか、検討している。

#### カナダ国際開発庁 (CIDA)

CIDA の鉱山開発事業では狭義の鉱山技術のみならず、組織の能力向上、鉱山保安、環境問題、あるいはコミュニティへの影響に関連したものまで、事業の内容は広範な

ものとなっている。そのため、実施に際しては対話を通じ、共同作業によって解決策を見いだすことが重要となっている。この場合、先方政府による持続性のある鉱山行政の実施も重要な点の一つである（本件報告書と併せてみる場合は、収集資料の受領リスト参照）。

JICA が実施した「ボリヴィア国ポトシ県鉱山セクター環境汚染評価調査」の結果に基づき、同国政府からカナダに対して技術協力が要請されている。

### **国連環境計画／パリ事務所 (UNEP)**

現在、UNEP は UNIDO (国連工業開発機関) と共同してクリーナープロダクションを提唱している。UNEP のガイドラインに基づき、UNIDO は国立クリーナープロダクション・センターを世界 14 カ所 (ニカラグア、グアテマラなどの中南米やタンザニア、ジンバブエなどのアフリカ諸国) に造っている。また、ノルウェー政府 (NORAD) の支援を受けて、同分野で 5 つのケーススタディを実施した。

### **世界保健機構 (WHO)**

国連機関と共同で進める「砒素モノグラフ」プロジェクトで、砒素汚染の原因から除去技術に至るまでの様々な情報を多角的に収集している (一般に、WHO がリスクアセスメントを担当し、UNICEF や世銀がリスクマネージメントを担当する)。

### **タイ工業用水技術研究所 (Industry Water Technology Institute : IWTI)**

(JICA プロジェクトタイプ技術協力：フェーズ I 1998-2000)

タイ国工業省工場局(DIW)は、各工場からの排水の濃度規制を所管しているが、今後の方向性として警察的にエンドオブパイプでの規則遵守を求めるのみではなく、工場内に入ってプロセスの改善指導を行っていくことを打ち出し、1997 年に IWTI を設立した。JICA ではプロジェクトタイプ技術協力として IWTI の技術者に対して、①工業用水の供給 (地下水の取水および工場内での配水)、②節水／再利用、および③廃水処理、の 3 分野の技術移転を実施している。

## (2) タイにおける産業廃棄物問題

JICA タイ事務所配属インターン長谷川氏の報告書「大国における産業廃棄物問題」の概要を以下にまとめる。

現在タイ国では、急速な産業発展と人工の都市集中に伴い、産業廃棄物の発生量が1886年の115万トンから5年間で1.7倍の200万トンへと急増し、今後さらなる増加が予測されている。産業廃棄物問題はその予防の難しさと被害の深刻さという二面性から、緊急な対応が必要とされ、他の公害問題に比べても優先度の高い問題の一つである。

タイ国における廃棄物行政は、法規自身は先進国並に整備されているが、管理・処理体制が廃棄物の発生源を所管する各省庁に分散しているため、輸入、運搬、貯蔵、利用などを一貫して規制する管理体制が整備されていない。産業廃棄物に係わる省庁としては、科学技術環境省(MOSTE)、工業省工場局(MOI/DIW)、タイ工業団地公団(IEAT)、保健省などがあげられるが、最大排出源である各種工場の所管は、MOI および IEAT である。

MOI および IEAT は、現在3カ所の有害廃棄物処理施設を建設し、廃棄物処理を行っている。今後もいくつかの計画が立てられているが、いずれも地域住民の反対にあつて計画が停止している。また産業廃棄物に係わるマスタープラン策定は、着手はされているが、タイ経済不況などの影響による資金面の問題から途中で頓挫していると思われる。

産業廃棄物問題の解決のために、日本が協力できることとして以下のような協力内容が考えられる。

- 1) 産業廃棄物適正処理のための技術協力と移転：工学的側面、法制度や全体構想
- 2) 開発福祉支援による NGO や個人の支援：きめ細かな保健医療とそれに対応した環境対策のための土壌作り
- 3) 国際市場からの圧力：JICA としてタイ産業界に ISO14000 シリーズ取得のインセンティブを与えていく。



## 1.2 開発途上国政府の環境配慮の実施状況とその問題点

### (タイとフィリピンの例)

この節では、訪問調査を実施したタイとフィリピンを例にとり、開発途上国政府の環境配慮の実施状況とその問題点について整理した。

#### 1.2.1 タイ王国

##### (1) タイ国内の EIA 手続きの概要

**所轄機関：**科学技術環境省・環境政策計画局・環境影響評価部

**EIA の審査：**専門家評価委員会(Expert Review Committees)

鉱業／工業／インフラストラクチャー／住宅および住民サービス／水資源

この専門家委員会を構成するのは政府関係者、学識経験者などで、政府が実施主体となるプロジェクトには NGO の代表(1 名)も含まれる。例えば、鉱業の委員会は事務局長、森林、考古学、地質学、土壌などの技術分野、経済、社会配慮の専門家など 15 名程度から構成されている。

**EIA の作成：**登録された環境コンサルタント

##### (2) EIA 審査実務

OEPP は 6 部門（鉱業、住宅問題、エネルギー、インフラ、工業、モニタリング担当）、約 70 人のスタッフがおり、年間 300 から 350 程度の EIA 審査を行なっている。審査には時間的に制限があり、EIA 報告書提出後、事務上の不備による差し戻しは 15 日以内、全体審査結果は 75 日以内に出す。

##### (3) EIA の TOR 作成者（政府が実施主体の場合）

政府機関が実施するプロジェクトで EIA を実施する場合は、EIA の TOR に対して予め OEPP が承認を与えることになっているが、この手続きは必須のものではない。実際に予め OEPP が TOR に承認を与えていると、調査の過程で新たな問題が見つかり追加調査が必要になった場合、追加予算を出しにくいなどの実務上の問題がある。

##### (4) EIA の枠組み

負の環境影響をミティゲーションにより緩和する、という従来の EIA の枠組みで捉えている。正の環境機会をとらえることはあまり意識されていない。

#### (5) モニタリングと環境管理計画(EMP)

環境管理計画については、「環境管理計画」という形では求めているが、緩和策とモニタリング計画について、責任者、予算、活動スケジュールなどを EIA に明示することを求めている。内容に応じて、OEPP に対して 3 ヶ月あるいは 6 ヶ月毎といった一定期間ごとに報告を義務付けている。また OEPP はランダムサンプリングによる検査を行っている。モニタリング強化の必要性は常々感じており、新たに OEPP にモニタリング課を設置したが、人員や予算の制約が大きく、この部門の充実は今後の課題である。

#### (6) 住民参加

**EIA 手続きへの住民参加の現状：**住民参加は現在の EIA では、必須要件とはなっていない。EIA 報告書が提出された後、それを審査する専門家委員会から、公聴会や住民への説明が求められる場合がある。政府が実施主体となるプロジェクトでは、専門家委員会に NGO が含まれている。

**組織としての対応：**2 年ほど前に住民参加に関するガイドライン案を策定し、現在再検討中である。将来的には社会的側面については、現在ある OEPP の 6 セクションとは別のセクションを追加する方向で考えている（現在、OEPP の社会影響側面に関する専門スタッフは 2～3 人）。1997 年に住民参加に関する首相令が出され、開発活動全体における住民参加の促進が図られている。現在、各省庁は首相令の実施検討を進めており、EIA 手続きもこの対象となっている。

#### (7) EIA 行政の整備・能力向上

**ガイドライン作成：**セクター別ガイドライン(タイ語)、大メコン流域とメコン下流域に関するガイドライン(WB・ADB が支援)など

**職員研修：**蓄積的環境影響に関する研修(USEPA)、EIA の基本理念研修(USEPA)：Train Trainer 方式。昨年は OEPP 職員に対する研修。今年度は講習を受けた OEPP 職員が講師となって、他の内部職員に研修を実施。来年は更に、他の政府関係者に研修の予定となっている。OEPP をはじめとして多くの政府機関で、スタッフが経験を積むと給与格差もあり民間に流出してしまう問題がある。

## 1.2.2 フィリピン共和国

### (1) フィリピン国内の EIA 手続きの概要

**所轄機関：**環境天然資源省環境管理局（DENR/EMB）

**EIA の審査：**スクリーニングまでは EMB 本省あるいは地域事務所。スコーピング以降は専門家委員会（外部の技術専門家を含む）。

**審査マニュアル：**UNDP の支援で、「DAO96-37 手順マニュアル」を 1998 年に作成している。

### (2) EIA 審査実務

現在 EMB の EIA セクションには 28 名のスタッフが在籍している。DENR 全体で年間約 700 件の ECC を交付しており、それらのうちの 200 程度が EIS、残りは IEE である。地域事務所ごとのはっきりとした実数はわからないが、全国に 13 ある地域事務所それぞれに、3～5 名程度の EIA 担当者が配置されている。

現在、DENR は組織再編中で、地域事務所を強化し、将来的には実際の評価作業は地域へ移し、本省の EMB は政策立案を中心としていく方針である。これに従って、人員、予算も地方へ移す予定である。

### (3) EIS の作成時期

開始時期については、フィージビリティスタディ時の場合も、設計段階の場合もあり得る。EIS が作成される時期によって、出される ECC の内容が変わる。F/S の段階で出された場合は、代替案の検討が要求される。

### (4) スコーピング段階での住民参加

スコーピングは第 1 レベルと第 2 レベルの 2 段階で進められる。第 1 レベルは専門家委員会（外部の産業界や大学関係者。4～5 名）により、主にマニラの本省内で文書審査を中心に進められ、EIA（或いは IEE）での調査範囲や手法が決定される。第 2 レベルでは、ステークホルダー（事業関係者、地域住民や NGO を含む）の参加が定められており、必要に応じて現地調査も行われる。ステークホルダーの選定や調整は、プロジェクト実施者の責任である。具体的にどのような社会的な手続きが必要かについては、スコーピングの際に EMB の要求事項として提示される。これらの社会参加手続きは、法律で定められている手続きである場合もあるし、実施者の任意手続きである場合もある。

#### (5) 社会的な合意形成

プロジェクト実施者とステークホルダー間で、合意書のようなものを作成する場合もある。ECC が交付された後でも、反対者はあり得る。ECC はプロジェクトが進むことを担保するものではなく、社会的な透明性や住民参加を実現するためのツールである。社会的な対立を解決するものではなく、提言を与える。

#### (6) モニタリング

**モニタリングの内容：**3 ヶ月ごとに地域事務所経由でモニタリングレポートの提出が求められており、1)ECC 条件への適合、2)環境管理計画への適合、および 3)その他許認可事項の遵守、が示されなければならない。報告書提出に際しては、地域事務所は立ち入り検査も行う。もし ECC 違反があれば DENR の Executive Committee へ報告される。

**モニタリング段階での住民参加：**プロジェクトの建設、実施段階でのモニタリングにも、ステークホルダーの参加が規定されている。EIS の段階で、事業実施者はステークホルダーリスト（案）を提出しなければならない。ステークホルダーには住民、コミュニティ代表、NGO、地方政府などが含まれる。ステークホルダーの選定は、マニュアルの第 7 章「市民参加と社会の受容（Public Participation and Social Acceptability）」に規定されている。

#### (7) 環境管理計画(EMP)

環境管理計画は、EIS の重要な要素である。具体的な要求事項はマニュアルにまとめられているが、基本的には ISO システムに準拠している。

#### (8) 事業実施側(DTI/BOI)から指摘された EIA 制度の問題点

BOI の関わる全てのプロジェクトは ECC を DENR から取得する必要がある。環境遵守証明書(ECC)の取得に非常な時間がかかることが投資促進の面から深刻な問題となっていた（一例として、BOI に事業実施を申請した 7 事業者が ECC を取得するのに要した時間が平均 571 日）。そのため、DTI は関連事業が ECC をスムーズに取得できるよう EIA プロセスの円滑化を図ることを目指し、1997 年 6 月に DENR と EIA の実施要領に関して合意書（Memorandum of Agreement）を交わした。

DTI にとっては技術面の環境影響評価（影響を同定し影響緩和策をとる）の要求を達成することよりもむしろ、社会的合意を得ていく作業の方が困難である。そのため、

スタッフに対して関連する研修やガイドラインの作成作業を始めている。

**(9) 専門コンサルタントの養成(BOI)**

現在、民間セクターに対して環境評価専門家協会（Philippine Association of Environmental Assessment Professionals）という団体の設立を働きかけている。同協会は環境管理システムおよび環境影響評価の分野における、フィリピン人の専門コンサルタントの育成を目指しており、ISO14000 の認証も行う予定である。

**(10) 民間銀行における環境配慮手続きの整備**

フィリピン開発銀行では OECF 基金プログラム「Environmental Infrastructure Support Credit Program(EISCP)」の融資審査のために、OECD(現 JBIC)の支援を受けて一連の環境ガイドライン（融資における環境配慮マニュアル、セクター別 EIA ガイドライン、排出基準など）を整備、作成した。このようなガイドラインの策定までには、KfW や SIDA の技術協力プロジェクトも含めて構想段階から 10 年以上もかかった。このガイドラインは、OECF 基金のためのものであるが、今後 PDB の融資案件全体に拡大を予定している。さらに、フィリピン国内の他の銀行（政府系および商業銀行）にも、融資の際の環境配慮について指導して行く予定である。

### 1.3 国際的な傾向

この節では、環境配慮の実施に関して、現在、各国の援助機関や融資機関から注目を集めている重要な動向について、キーワード解説の形で説明した。

#### 環境方針の策定と EIA の関係

世銀、IDB、ADB などの融資機関は、1990 年以降、地球環境問題の顕在化、貧困、ジェンダーなどの社会問題の重要性に対する国際的な認識と政策強化に基づいた融資額の増加に伴い、急速に環境配慮手続きを整備し、情報公開を進めてきた。現在組織活動全体における環境配慮行為の位置付けをより明確にするため、環境方針の策定が進められている。ADB では、本年度(2000 年度)中に環境方針を策定する予定で、それに伴って環境ガイドラインの改訂も進められている。具体的には、従来のプロジェクトレベルでの分野別環境影響評価の強化に加え、新たに累積的環境影響評価、戦略的環境影響評価および地球環境問題に対する影響評価が検討されている。世銀でも本年中に「環境と持続的な開発のための戦略」を策定予定であるが、実務レベルでの具体策については現時点では未公開である。

EIA の実施が直接関係している国際条約として、越境環境影響に関する条約 (UNECE) および生物の多様性に関する条約がある。概要は 1.1.2 参照。

#### 情報公開と社会参加

米国およびカナダでは国内のアセスメント法が海外援助活動にも適用されているため、スクリーニングや EA 報告書の評価時には、ドラフトレポートの公開や公聴会開催、一般からの意見聴取などが法規により明確に要求されている。世銀の場合も、米国の法律に基づいて USEPA や環境 NGO がその活動を監視しており、銀行手続きの中に同様の規定がおかれている。IDB や ADB も、EIA 報告書 (或いはその要約) がインターネット上に公開されており、活動のチェック機構として機能している。

環境影響評価の実施プロセスへの地域住民/NGO の参加については、事業実施国の状況が国ごと、地域ごとに大きく異なっており、社会参加の定型的な規定は難しいが、いずれの援助機関、融資機関も重要視している (世銀はガイドラインで具体的な方法を規定し、IDB は住民参加の証拠提出を要求している)。SIDA ではガイドラインに「Good Practice」として、要求事項を例示している。

## 貧困の緩和と環境機会

1972年の国連人間環境会議（ストックホルム）以来、「貧困」は環境破壊の原因であると同時に結果であるという認識が国際的になされ、その後多くの国際会議で、貧困と環境は中心的議題となった。1992年の国連環境開発会議および1995年の国連社会開発サミットの結果を受けて、UNDPとEUは1998年より、「貧困と環境イニシアチブ」を進めている。また世銀も、貧困の減少を最重点課題に挙げており、これらの動きを受けて各国の援助機関、融資機関とも援助方針に貧困の緩和と減少を挙げている。環境影響評価の中では、従来、開発による負の環境影響を緩和することを目指してきたが、近年積極的に貧困の減少につながる正の環境機会を見いだそうとする試みが進められている。DFIDでは、スクリーニングを実施する際に、事業規模や立地条件に基づき、「環境に対する負の影響が少ない事業である」と機械的にカテゴリー分けせず、貧困問題を環境問題と同じ文脈で捉えながら、貧困問題に伴う環境問題をEIAの調査事項として明確化する試みが始められている。CIDAでも、従来の「負の影響の回避」から「正の影響の積極的な評価・計画への組み込み」が進められている。

## 社会影響アセスメント

プロジェクト対象地域における非自発的な住民移転、ジェンダーの問題、原住民の権利、住民の保健、コミュニティの成長などの社会的事項は、従来、EA（またはEIA）の中で検討されてきた。現在、WB、ADB、IDB、JBICなどの融資機関は、社会アセスメント（または社会影響評価）としてEA（またはEIA）と並立させる方向にある。

これは、開発事業が持続可能で、かつ社会的に平等な成長に役立つことを確保するための調査／審査スキームの改変である。持続可能性を確保するために、プロジェクトによる間接的、誘発的かつ蓄積的な影響も評価対象とし、更なる影響対策を実行する組織体制の計画を内容に含める。また、社会の平等な発展を確かなものとするために、環境の改変により特に影響を受けやすいグループとコミュニティを同定し、プロジェクトの正と負の影響を受ける人々への説明を要求し、参加を促進するものである。<例えば、JBICの社会的次元に関するハンドブック( Handbook on Social Dimensions)では、社会的次元を次の様に定義している。1) 社会的背景と同一性：ジェンダー、年齢、帰属民族、歴史、読み書き能力、生計、職能、生活水準、所得水準など。2) 活動形態：日／月／年間

の生活および仕事上のパターン。3) 社会意識：意図、要求（需要）、看過されたニーズ。>



### プログラムレベル／セクターレベルでの EIA (SEA)

プロジェクトレベルのみが事業対象分野となっている AfD 以外では、多くの機関が政策プログラムあるいは国・地域全体やセクター全体にまたがる計画に対して、必要に応じて SEA の実施を進めている。SIDA、DFID、CIDA では国別戦略の中で SEA を行っている。CIDA ではマニュアルの中で SEA を OECD の定義(1996) に従って、「計画、プログラム或いは政策形成における潜在的な環境影響を意思決定者が考慮するための、定められたプロセス」と定義している。

SEA には現時点では体系的に確立された手法はなく、国内で先駆的に SEA を進めているオランダをはじめとした各国の経験の集約、体系化が UNDP を中心として進められている。

### 「適切な環境基準」の判断・設定

事業実施国側に参照できる環境基準やガイドラインが整備されていない場合、機械的に「国際基準」を当てはめると問題が生じることが多い。DFID はガイドラインの中で、地域の環境条件や気候、生態系の脆弱さ、近隣での他の活動、適合のための費用、環境破壊の程度などを考慮した上で、EIA あるいは他の環境調査を通してプロジェクト固有の基準策定を提言している。プロジェクトに適用される基準設定は、実施国側との話し合いに基づいて進められるもので、この過程に対しても技術的支援が必要とされている。CIDA でも同様に、カナダや国際機関の定めた基準、あるいは実施国の基準を機械的に用いることはせず、先ずカナダの基準を参照した上で、自然条件がカナダと大きく異なる場合などは、専門家が新たな基準を設定している。開発行為の環境への影響、影響を受ける住民の範囲と程度、などを調査した上で問題点を絞り込み、適切かつ実行可能な基準が検討されている。

多くの途上国は自国の環境基準の策定過程にあり、パラメータや設定値が適切でなく、基準値が厳しすぎて技術的にもコスト的にも遵守が非常に困難であったり、あるいは反対に緩すぎて環境破壊が引き起こされたりすることがしばしば問題となっている。タイの民間研究機関であるタイ環境研究所では、ヤシ油産業における基準設定のため、工業協会の委託により、科学技術環境省、大学専門家、工場局の 3 者の委員会を組織して、組織能力と技術と経済の側面から適切な基準の合意点を見つける試みを進めている。

### 環境影響のモニタリングと評価

EIA の実施まではかなり手続きも整備され、適切な配慮がなされるようになってきたが、そこで指摘された環境・社会影響をプロジェクトライフ全体に亘ってモニタリングすることは難しく、現状では不十分だという指摘が DFID、WB、IDB などでも聞かれた。①影響は短期ではわからず、長期間にわたるモニタリングが必要、②影響の評価指標の設定が難しい、の2点がその理由として挙げられている (DFID)。

CIDA では「Result Based Management」(後述)の中で、モニタリングの指標や具体的な項目、頻度などを事業実施国や住民との話し合いと合意形成を通して定め、プロジェクトライフの続く限りモニタリングを継続している。また、SIDA、GTZ、KfW は「Logical Frame Approach」の中で、モニタリング計画を立て、実行している。

事業実施国側(タイ、フィリピン)でも、行政、企業の双方にとってモニタリングの実施と報告をするために人手と費用がかかり、大きな負担となっていると指摘されている。効率的かつ持続性のあるモニタリング計画の代替案として、企業による環境管理計画の推進や地元住民のモニタリングへの参加などが提案されている。

### 環境管理計画(EMP)と EIA

モニタリングの難しさと併せて、EIA が専らプロジェクト許認可のために用いられており、プロジェクト実施後の日常的な環境管理の段階で EIA の知見が活用されていないことが EIA の問題点として指摘されている。UNEP (技術、工業および経済部) は工業界における EIA のあり方に関するワークショップ(1998年11月)の中で、EIA の知見を環境管理システムとモニタリング体制構築のために、より効率的に活用していくことを提案している。

世銀では、1995年から EIA の中でプロジェクト自身とリンクした環境管理計画(EMP)の策定を求めている。EMPには、具体的な行動計画リスト(何を)、入力資源(誰が)、コスト表(いくらで)、予定表(いつ)、が明確に示されなければならない。他の援助機関や融資機関も、EIA 中での EMP の策定を求めている。EMP の組み込みに伴い、EA の実施に際しては環境や社会影響評価の専門家のみでなく、管理(マネジメント)の専門家も必要とされる。

### **「Result Based Management」(CIDA)**

CIDA では、カナダの ODA プログラムをより効果的かつ効率的にするという公約の実現のため、1996 年より組織の中心的な管理ツールとして「Result Based Management(RBM)」の採用を決定した。RBM では、結果を定義し、プログラムによる改善を明確化し、結果に向けてのプロセスをモニタリングし、リスクを同定・管理し、結果の達成度と投入された資源を報告する、という一連の管理作業がプロジェクトサイクルに組み込まれる。関係者の参加は、RBM にとって重要な要素である。結果の定義には、すべての関係者が参加し合意形成が図られる。この作業を通して関係者の中に、「オーナーシップ」の感覚と、継続的な評価と改善へのコミットメントが生まれ、プロジェクトが持続的なものになることが期待される。

### **環境配慮手続きの運用**

環境・社会配慮は特定の部署のみが担当するのではなく、プロジェクトなどの実施に関係するすべてのスタッフがこれを認識し、プロジェクトに反映することが求められている。DFID と AfD では、煩雑な手続きを整理して、一連の組織内の手続きを体系化し、これをわかりやすいマニュアルとしてまとめるための作業が 1998 年から 1999 年にかけて行われた。SIDA、WB、IDB でも同時期にガイドラインの改訂が行われている。また ADB も 2000 年中をめぐりに改訂作業が進めている。融資機関のマニュアルは融資の手続きを客観的、事務的にまとめているが、援助機関のマニュアル、特に DFID と SIDA のものは、援助方針とリンクした形で環境アセスメントの位置付けを明確に打ち出している。

援助機関、融資機関の多くがマニュアルに添った手続きを義務化しており、半日から 2 日程度の研修を実施している。

**イントラネット上での整備：**CIDA ではイントラネット上に、各プログラムオフィサーがプロジェクトの手続きや、各段階での要求事項、利用可能な調査ツールやガイドラインなどについて一覧できる「ロードマップ」というシステムを構築している。個々のツールやガイドラインにリンクが張られており、必要に応じて具体的な内容を参照することもできる。

**情報の共有化：**多くの機関が、自ら行った研究調査の成果やケーススタディ結果などをインターネット上に公開し、情報の蓄積と共有化を図っている。